

長崎市監査公表第9号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和7年3月27日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	吉	原	孝
同	山	本	信幸

令和6年度

監査報告

財務監査(定期監査)及び行政監査

情報政策推進部

市民健康部

経済産業部

文化観光部

まちづくり部

中央総合事務所

東総合事務所

北総合事務所

上下水道局業務部

教育総務部

学校教育部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第2 監査の対象

部局名	所属名
情報政策推進部	D X 推進課
市民健康部	地域保健課、感染症対策室、地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、国民健康保険課、後期高齢者医療室
経済産業部	産業雇用政策課、新産業推進課、商業振興課、中央卸売市場
文化観光部	観光政策課、旧居留地私学歴史資料館、べっ甲工芸館、古写真資料館、埋蔵資料館、端島見学施設、亀山社中記念館、伊王島ふれあい広場、観光交流推進室、文化財課、中の茶屋、ド・ロ神父記念館、高島石炭資料館、野口彌太郎記念美術館、心田庵、長崎(小島)養生所跡資料館、世界遺産室、出島復元整備室、長崎学研究所
まちづくり部	都市計画課、公共交通対策室、長崎駅周辺整備室、まちなか事業推進室、景観推進室、東長崎土地区画整理事務所
中央総合事務所	総務課、地域福祉課、生活福祉1課、生活福祉2課、地域整備1課、地域整備2課、中央地域センター、小ヶ倉地域センター、小櫛地域センター、西浦上地域センター
東総合事務所	地域福祉課、地域整備課
北総合事務所	地域福祉課、池島開発総合センター、池島中央会館、池島港浴場、琴海北部研修センター、琴海活性化センター、地域整備課、琴海地域センター
上下水道局業務部	総務課、経理課、料金サービス課
教育総務部	琴海文化センター、琴海南部文化センター
学校教育部	高島幼稚園、茂木小学校、土井首小学校、深堀小学校、南陽小学校、南陽小学校開成分校、南長崎小学校、香焼小学校、高島小学校、蚊焼小学校、為石小学校、晴海台小学校、川原小学校、高島中学校

第3 監査の範囲

令和5年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務を対象として、次の3点を重点項目とした。

1 重点項目

- (1) 収入事務 使用料及び手数料に係る一連の事務手続き
債権（強制徴収公債権を除く）の管理に係る一連の事務手続き
- (2) 支出事務 需用費（随意契約）に係る一連の事務手続き
使用料及び賃借料（随意契約）に係る一連の事務手続き
必要に応じてその他の科目も抽出
- (3) 現金等管理事務 現金関係等の管理・保管状況

第4 監査の期間

令和6年9月3日から令和7年2月21日まで

第5 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 収入事務
 - ア 調定事務 根拠法令等、調定の手続き
 - イ 収納事務 納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理
 - ウ 現金取扱事務 収入金等の管理、現金領収証書の取扱い
 - エ 債権管理事務 債権状況の記録の管理、督促及び滞納整理
- (2) 支出事務 随意契約に係る手続き及びその理由、関係書類等の整備状況
- (3) 現金等管理事務 つり銭、切手、ICカード等の管理・保管状況

第6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。
また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第7 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、おおむね適正なもの認められたが、一部において、次のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、別途指導したので記述を省略している。

指摘事項（法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適当と認めたもの）

1 収入事務について

(1) 土地区画整理事業施行地区内における施行者管理地、市道尾上町八千代町1号線及び市道長崎駅中央通り線の取扱い〔長崎駅周辺整備室〕

ア 施行者管理地の取扱い

(ア) 施行者管理地の取扱い

長崎駅周辺土地区画整理事業において、長崎市が施行者として事業を実施しているが、この土地区画整理事業施行地区内の土地の使用などの許可の際に、長崎市行政財産使用料条例や長崎市市有財産規則などを準用して許可書の発行などを行っていた。土地区画整理事業施行地区内の土地を一時的に施行者として管理しているものであり、行政財産の使用許可による手続きで行われるものではない。土地区画整理事業実務問答集（公益社団法人街づくり区画整理協会発行）によれば、「使用料の徴収根拠は定めておく必要があるので、何らかの規則等が必要」と記載されていることから、本件も何らかの規則等を定めたいうえで、その規則等に基づく事務を行うべきところ、施行者管理地の取扱いに係る規則等を定めておらず、また、意思決定文書は確認できなかった。

(イ) 歳入の受入科目の誤り

歳入を使用料で受け入れているが、地方自治法第225条に規定する使用料は「…行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」ものであり、施行者管理地は、上記(ア)のとおり行政財産ではない。

イ 市道尾上町八千代町1号線における事務

(ア) 電線共同溝の建設負担金

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、市道尾上町八千代町1号線に埋設している電線共同溝の建設負担金を徴収しているが、同法により負担金を徴収できるのは道路管理者であって、土地区画整理事業の施行者は徴収できない。

なお、道路行政セミナー（一般社団法人道路新産業開発機構発行）2010年2月号には「ただし、事業者（※土地区画整理事業者）は電共法（※電線共同溝の整備等に関する特別措置法）に基づかない建設負担金相当額を占用予定者との任意契約に基づき徴収することは可能であるため、個別に事業者が占用予定者に充分説明したうえで、建設負担金相当額を徴収することとなります。」と記載されていることから、留意されたい。

(イ) 工事完了後の市道の管理

市道尾上町八千代町1号線は、平成23年9月議会において市道認定がなされ、その一部が令和4年7月13日から供用開始されている。

同路線は、土地区画整理法第106条第2項の規定に基づき、土地区画整理事業で整備した道路を道路管理者に引き継いだ。その際、地下の電線共同溝部分は、長崎駅周辺整備室が施行者として管理することとし、地下の電線共同溝部分以外の占用物（水道管・ガス管など）については、道路管理者として土木総務課が管理している。

なお、土地区画整理事業実務問答集（公益社団法人街づくり区画整理協会発行）においては、土地区画整理事業施行中の道路占用許可等については施行者と道路管理者で協定や覚書を交わすことを勧めている。

しかし、長崎市では協定や覚書を交わすことなく事務処理を行っていた。

また、長崎駅周辺整備室が管理している電線共同溝の占用料については、道路移管前に施行管理者として行った占用料の通知を根拠とし、長崎市道路占用料条例に基づき徴収しているが、施行管理者が長崎市道路占用料条例を用いる根拠は定められていない。この占用料は、通常の使用料と区分して「区画整理（管理地）土地使用料」として収入し、土地区画整理事業に充てているが、電線共同溝は道路付属物であるため他の道路占用料と同じ取り扱いとなる。

電線共同溝部分の管理についても早急に道路管理者に引き継がれたい。

ウ 市道長崎駅中央通り線のうち土地区画整理事業施行地区外の整備と管理

土地区画整理事業施行地区外にある市道長崎駅中央通り線の工事について、土地区画整理事業施行地区内の道路と一体的に整備する方が効率的であるという理由で長崎駅周辺整備室が整備を行っている。

しかし、この方針決定や分掌事務について意思決定した文書は存在しない。

長崎市組織規則において、長崎駅周辺整備室の分掌事務は「長崎駅周辺土地区画整理事業施行地区内における土地区画整理事業の総合調整及び施行に関すること。」と規定されている。

一方、土木建設課の分掌事務は「都市計画道路に関すること（新設工事及び改良工事の設計及び施行に関するものに限る。）」と規定されていることから、当該事業は土木建設課が施行するものである。

以上のことから

- 1 事業の実施にあたって必要な根拠法令等の確認と規則等の制定
- 2 事業の進捗に応じた方針等の意思決定（伺の作成）及び長崎市組織規則における分掌事務

について整理されたい。

※は監査委員による注

(2) 歳入の年度区分の誤り〔東総合事務所地域整備課〕

長崎市手数料条例第4条の規定により、手数料は、請求又は申請の際に徴収しな

なければならない旨規定されているが、令和5年3月28日に申請があった「境界確認書証明手数料」について、令和4年度に調定を行うべきところ、令和5年度の収入として調定していた。

また、地方自治法第231条において「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」、地方自治法施行令第142条において歳入の会計年度所属区分は「随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度」と規定されている。

徴収及び調定の時期については根拠法令等を確認し、誤りがないよう、適正な事務処理を行われたい。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 収入事務について

今回の監査にあたり、使用料及び手数料を重点項目としたところであるが、その際歳入の科目の誤りが見受けられた。

科目新設の際には所管課から財政課に歳入の内容が分かる資料を添付して依頼を行うとのことであるが、本来使用料ではない内容のものを使用料として科目設定を行っていた。

なお、今回の監査とは別に、例月出納検査においても歳計外現金として預かるべきでない内容のものを科目新設して受け入れている事例が発見されており、科目設定の際の確認不足によるものと思われる。

科目設定の際には内容と根拠を確認し、誤りが生じないように処理を行われたい。

2 長崎市組織規則における分掌事務のあり方について

長崎駅周辺整備室が土地区画整理事業を行っている長崎駅周辺土地区画整理事業施行地区に隣接する道路（図中A）の拡幅にあたり、長崎駅周辺整備室が工事を行っている。

拡幅工事完成後の道路占用許可は、長崎駅周辺整備室で行っており、このことについては道路管理者である土木総務課とも協議し、決定したとのことであるが、この協議内容について意思決定を行った文書は存在していない。

長崎市組織規則上、長崎駅周辺整備室の分掌事務は「長崎駅周辺土地区画整理事業施行地区内における土地区画整理事業の総合調整及び施行に関すること。」とされており、道路法における道路管理者としての道路占用許可を行うことはできない。

長崎駅周辺整備室への指摘事項でも述べたところであるが、長崎駅周辺土地区画整理事業施行地区内において道路が完成し、道路管理者（土木総務課）に移管した部分

(図中B)において、地下のガス管及び水道管を除く電線共同溝を長崎駅周辺整備室の管理としている。

これに関しては、当該部分の電線共同溝占用料を長崎駅周辺整備室が区画整理（管理地）土地使用料として受け入れている。

このように管理部分を分けることについては妥当性及び根拠はなく、意思決定も経ずに実施していた。道路管理者に移管された市道の電線共同溝の管理及び占用許可は道路管理者である土木部が行うべきである。

また、長崎駅周辺整備室の監査を行うなかで、道路管理者の業務について確認したところ、管理責任の所在が曖昧であった。

長崎市組織規則において、土木総務課の分掌事務は「市道、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の里道、水路等に限る。)並びに海岸及び公園の管理に關すること。」と、各総合事務所地域整備課の分掌事務は「市道等の維持管理」と規定されており、全体を統制する「管理」と機能維持を図る「維持管理」とに区別されている。

役割分担について整理されたい。

なお、今回の定期監査において、一つの業務を複数の所属で行うことにより各所属の業務の範囲や責任が曖昧になっている事例が他にも見受けられた。

長崎市事務決裁規程では「例規となるような運用方針等を決定すること」は副市長決裁となっており、長崎市組織規則の運用にあたっては必要な手続きを経て事務の執行に努められたい。

3 事務の執行における管理部門の関わり方について

令和6年度前期の監査報告においても、「法律効果の解釈や会計事務を統括する管理部門の所属に相談したにもかかわらず、誤りが生じた」事例があるため、「事務の根拠及び意義について確認し、必要な知識の普及・指導に努められたい」という意見を付したところではあるが、後期の監査においても同様の事例があった。

事業課から相談を受けた際や審査の際、担当者によって回答が異なるようなことにならないよう、管理部門において事務の根拠及び意義について統一した考え方を整理していただきたい。

4 事務の執行に係る意思決定文書の作成について

今回の監査を行う中で方針同等の意思決定文書が確認できないものが多々見受けられた。

長崎駅周辺土地区画整理事業は100年に一度と言われるような事業であり、長崎市の歴史として事業の経緯を残す必要があると思われるが、事業の進捗に応じた文書が確認できなかった。

公文書等の管理に関する法律第1条では、「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明

する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と規定され、同法第 34 条では「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定されている。

事業の重要性を認識したうえで文書の作成及び管理に取り組まれない。

5 現金等管理の体制について

課会費等の通帳と印鑑を同一人物が管理している事例が見受けられた。

過去にも不祥事が発生しており、平成 24 年 3 月 30 日付行体号外により「適正な事務処理等について」が通知されている。

通知では「いかなる時も、同一人が預金通帳と印鑑を持たないようなシステムにします。」と記載されているが、その後も依然として取り扱いが改められていない。

現金等の管理は厳重に行うよう指導されたい。



長崎駅中央通り線

尾上町八千代町1号線